

東京海上・再生可能エネルギー・ インカム戦略ファンド(毎月決算型)

愛称:グリーンパワーシフト 追加型投信/内外/株式



分配金引き下げのお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「東京海上・再生可能エネルギー・インカム戦略ファンド(毎月決算型)」は、2024年12月16日決算にあたり、基準価額水準および市況動向等を勘案し、当期の分配金を30円引き下げ、40円(1万口当たり、税引前)にすることと致しましたのでお知らせいたします。

今後とも、弊社投資信託をご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

分配金と基準価額 2024年12月16日時点(1万口当たり)

当期の分配金(税引前)	設定来累計(税引前)	基準価額	基準価額 (税引前分配金再投資)
40円	2,420円	7,793円	10,140円

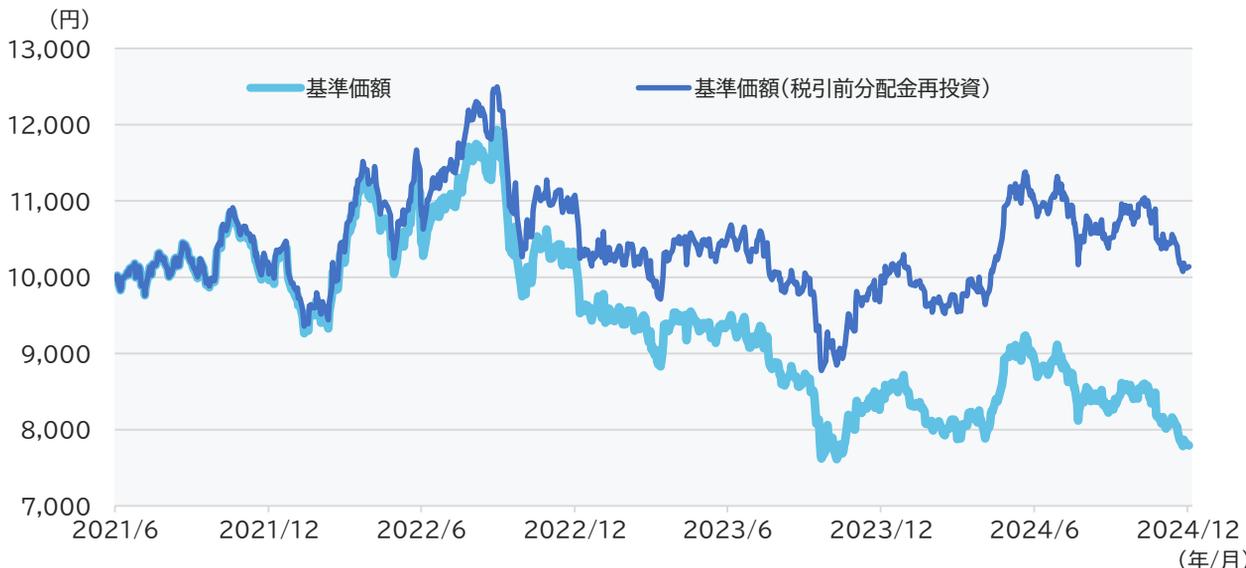
分配金実績(1万口当たり、税引前)

第1期～第2期 (2021/7/15～8/16)	第3期～第9期 (2021/9/15～2022/3/15)	第10期～第41期 (2022/4/15～2024/11/15)	第42期(当期) (2024/12/16)
—	各20円	各70円	40円

※分配金額は、収益配分方針に基づいて委託会社が決定します。

※将来の分配の支払いおよびその金額について、示唆・保証するものではありません。また、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わない場合があります。

設定来の基準価額推移(2021年6月15日(設定日)～2024年12月16日、日次)



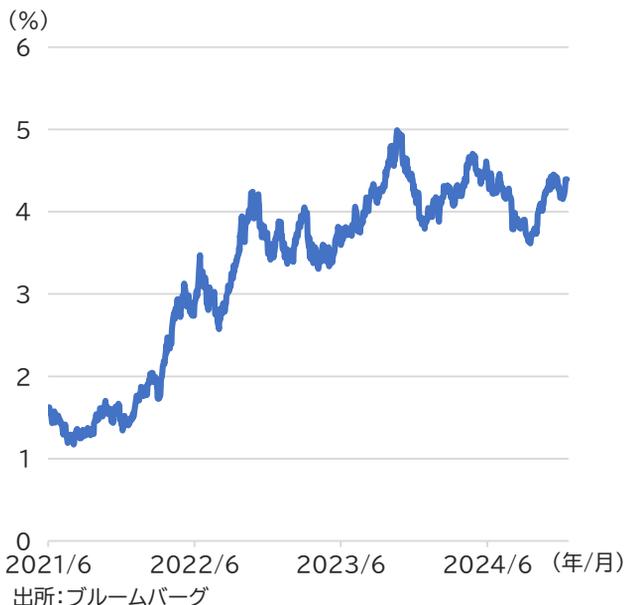
※基準価額および基準価額(税引前分配金再投資)は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
※上記は、過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

分配金引き下げの背景

- 当ファンドは2021年6月に運用を開始し、その年の後半は、世界経済が好調で金利も低水準を維持しており、再生可能エネルギーへの期待感も高まるなど、良好な市場環境でした。このため、当ファンドの運用成績も安定的に推移していました。
- しかし、2022年以降、世界経済の減速やインフレ懸念が高まり、各国の中央銀行が金融引き締め政策を強化する動きが見られました。特に、米国では長期金利が急上昇し、リスク資産全般が売られる状況となりました。
- 当ファンドは、高配当を特徴とするポートフォリオであるため、金利上昇の影響を受けやすく、2022年後半からは運用成績が大きく悪化しました。さらに、再生可能エネルギー分野においても、経済成長の鈍化や金利上昇が重くのしかかり、厳しい状況が続きました。
- 足もとでは、トランプ氏の再選によって、米国における再生可能エネルギー政策が後退する可能性も出てきました。化石燃料への回帰が進むことで、再生可能エネルギー関連銘柄への投資意欲が低下し、当ファンドの運用環境は厳しさを増しています。
- 当ファンドでは、このような市場環境の変化を踏まえ、基準価額の水準を勘案し、分配金の引き下げを決定いたしました。

米国10年国債利回り

2021年6月1日～2024年12月16日、日次



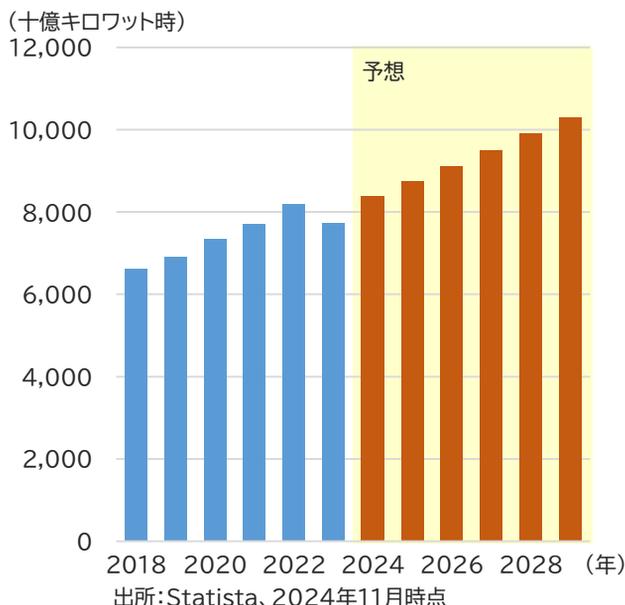
今後の見通し

現在の状況は長期志向の投資家にとっては好機

- トランプ次期政権下での政策が短期的な逆風になる可能性があるものの、現在の状況は長期志向のインカム重視の投資家にとって再生可能エネルギー分野に投資する好機であると考えています。
- 地球規模での脱炭素化が進む中、各国が再生可能エネルギーへの移行を推進しています。再生可能エネルギーは風力発電、太陽光発電、バイオマス発電など様々な形態がありますが、地球温暖化対策として二酸化炭素排出削減を目的に再生可能エネルギーへのシフトは進んでいくとみられ、環境に優しい再生可能エネルギーは成長分野として期待されています。
- 金利上昇が落ち着き、経済が安定する中、再生可能エネルギー発電関連企業が受け取る売電収入は、長期契約や物価連動の価格設定を強みに好調が期待されます。
- また、AI(人工知能)の成長がエネルギー需要を押し上げる中、これらの企業は主要な受益者となる見込みです。このような状況下、当ファンドは魅力的なリスク・リターンの機会を提供できるとみています。

再生可能エネルギーの生産量

2018年～2029年、年次



ファンドの特色

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

1 日本を含む世界の取引所に上場されている、再生可能エネルギー発電関連企業の株式等に投資を行い、配当収益と中長期的な値上がり益の獲得をめざします。

※インフラ投資信託証券およびREIT(不動産投資信託証券)に投資する場合があります。

※DR(預託証券)に投資する場合があります。

DRとは、ある国の企業が自国以外の国で株式を流通させる場合に、株式そのものは銀行等に預託して、その代替として発行し、上場された証券です。株式と同様に、取引所等で取引されます。

- ・再生可能エネルギー発電関連企業とは、再生可能エネルギーの発電事業から収益を得る企業です。発電企業のほか、発電事業の運営企業、YieldCo、発電施設の開発企業、発電設備の製造・販売企業、プロジェクトファイナンス企業、環境関連技術企業等が含まれます。
- ・再生可能エネルギー発電関連企業の株式等の組入比率は、原則として90%以上とします。
- ・加えて、再生可能エネルギー等売電収入が売上全体の50%以上である企業もしくは今後再生可能エネルギー等売電収入の売上全体に占める比率が伸びると判断する企業の株式等の組入比率は、原則として80%以上となることをめざします。

2 企業の成長性分析等から持続可能な収益を生み出す再生可能エネルギー発電関連企業を抽出し、ESG評価、配当の成長性・持続性分析等に基づくボトムアップ・アプローチにより厳選された銘柄へ投資を行います。

・銘柄の選定にあたっては、再生可能エネルギー技術や企業経営に注目するESGの観点を取り入れます。

※ESGとは、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス=企業統治(Governance)の頭文字を取ったものです。

3 再生可能エネルギー発電関連企業の株式等の運用は、「TCW Asset Management Company LLC」(TCW)が行います。

ファンドは委託会社が定める「ESGファンド」です。投資対象を選定する際にESGを主要な要素とする運用手法を採用しており、環境・社会課題の解決をめざすファンドです。

※委託会社が定める「ESGファンド」の定義、該当するファンドについては、今後変更になる場合があります。

※資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの主なリスク

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

- ・投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、**投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。**
- ・**運用による損益は、全て投資者に帰属します。**
- ・投資信託は**預貯金や保険と異なります。**
- ・ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

価格変動リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
特定のテーマへの集中投資リスク	ファンドは、再生可能エネルギー発電関連企業の株式に集中的に投資するため、幅広い業種・銘柄に分散投資を行うファンドと比較して、基準価額の変動が大きくなる可能性があります。
為替変動リスク	外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

・市況動向等によっては、インフラ投資信託証券およびREITの組入比率が高まる場合があります。その場合、金利変動リスク・信用リスク・法制度等の変更リスクが想定され、これらの影響により基準価額が下落することがあります。

※ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

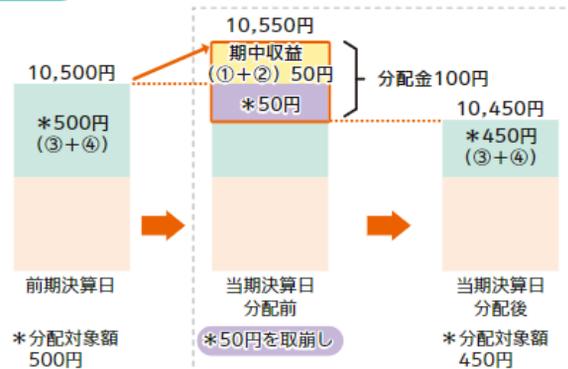
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、

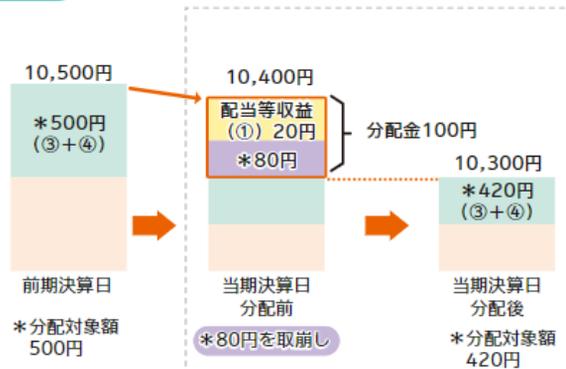
- ①配当等収益(経費控除後) ②評価益を含む売買益(経費控除後) ③分配準備積立金 ④収益調整金 です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースA 前期決算日から基準価額が上昇した場合



ケースB 前期決算日から基準価額が下落した場合



① 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が 元本の一部払戻しに相当する場合	分配金の全部が 元本の一部払戻しに相当する場合
<p>投資者の購入価額 (当初個別元本) → 普通分配金 + 元本払戻金(特別分配金) → 分配金支払後基準価額 (個別元本)</p>	<p>投資者の購入価額 (当初個別元本) → 元本払戻金(特別分配金) → 分配金支払後基準価額 (個別元本)</p>

※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金) 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

お申込みメモ

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

	購入単位	販売会社が定める単位。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
	換金単位	販売会社が定める単位。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して、5営業日目からお支払いします。
	申込締切時間	原則として午後3時までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。 ※2024年11月5日以降は、原則として午後3時30分までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とする予定です。なお、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。
	購入・換金 申込受付の中止 および取消し	取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
	購入・換金 申込不可日	以下に該当する日には、購入・換金のお申込みができません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日

※作成日時点のものであり、変更になることがありますのでご注意ください。

	信託期間	2030年11月15日まで(2021年6月15日設定)
	繰上償還	以下に該当する場合等には、繰上償還することがあります。 ・受益権の総口数が10億口を下回るようになったとき ・ファンドを償還することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	毎月15日(休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	年12回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。 ※分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
課税関係	収益分配時の普通分配金、換金時および償還時の差益に対して課税されます。 課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は、税法上、一定の条件を満たした場合に少額投資非課税制度[NISA]の適用対象となります。 ファンドは、[NISA]の対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2024年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。	

ファンドの費用

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 3.3%(税抜3%) の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、 年率1.7875%(税抜1.625%) をかけた額
その他の費用・ 手数料	以下の費用・手数料等がファンドから支払われます。 ・監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用 ファンドの純資産総額に年率0.011%(税込)をかけた額(上限年99万円)を日々計上し、毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。 ・組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 ・資産を外国で保管する場合にかかる費用 ・信託事務等にかかる諸費用 ※監査にかかる費用を除く上記の費用・手数料等は、取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することはできません。

ファンドの関係法人

■ 販売会社

(当資料作成日時点)

商号(五十音順)	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第15号	○	○	○	
株式会社 SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
株式会社 SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社 SBI証券)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社 滋賀銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第11号	○		○	
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第128号	○			
株式会社 大東銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第17号	○			
百五証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第134号	○			
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第20号	○			
丸八証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第20号	○			

■ 設定・運用 お問い合わせは

東京海上アセットマネジメント

商号等：東京海上アセットマネジメント株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号
 加入協会：一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会
 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>
 サービスデスク 0120-712-016
 ※受付時間：営業日の9時～17時

【一般的な留意事項】

- 当資料は、東京海上アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)は販売会社までご請求ください。
- 当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- 投資信託は、値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- 投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
- 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。

東京海上アセットマネジメント YouTube公式チャンネル

ファンド・マーケット関連動画などを公開しています。



TOKIO MARINE
ASSET MGT